

# 第 33 号議案

令和 2 年 10 月 7 日

総 務 課  
審 査 課

## 東京都人事委員会規則の廃止及び一部改正について

標記の件について、下記のとおり廃止及び改正し、施行する。

### 記

#### I 東京都人事委員会規則の廃止（別添 1）

- 1 東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

#### II 東京都人事委員会規則の一部改正（別添 2）

- 1 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
- 2 勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則



## II 東京都人事委員会規則の一部改正

東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

### 1 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

項 該 当 条 目 文	内 容
改 正 の 趣 旨	東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正により、条例の適用除外については東京都規則で定めることとされ、新たに制定予定の条例施行規則において、条例の適用除外条項が設けられることとなった。当該条項に、不利益処分についての審査請求に関する規則が明記されることから、所要の改正を行う。
条例の適用除外 第77条（削除）	【条例の適用除外条項の削除】  （現 行） 第77条 この規則の規定による手続その他の行為については、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条及び第4条の規定は、適用しない。  （改正案） 第77条 削除
施 行 期 日 附則	令和3年4月1日

### 2 勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

項 該 当 条 目 文	内 容
改 正 の 趣 旨	東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正により、条例の適用除外については東京都規則で定めることとされ、新たに制定予定の条例施行規則において、条例の適用除外条項が設けられることとなった。当該条項に、勤務条件についての措置の要求に関する規則が明記されることから、所要の改正を行う。

<p><b>条例の適用除外</b> 第24条（削除）</p>	<p><b>【条例の適用除外条項の削除】</b></p> <p>（現 行） 第24条 この規則の規定による手続その他の行為については、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>（改正案） 第24条 削除</p>
<p><b>施 行 期 日</b> 附則</p>	<p>令和3年4月1日</p>

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和二年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年東京都人事委員会規則第十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件についての措置の要求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第六号） 新旧対照表（抄）	
改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第七十六条まで（現行のとおり） 第七十七条 削除 第七十八条（現行のとおり）	目次（略） 第一条から第七十六条まで（略） （東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外） 第七十七条 この規則の規定による手続その他の行為については、 東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（ 平成十六年東京都条例第四百十七号）第三条及び第四条の規定は、 適用しない。 第七十八条（略）

勤務条件についての措置の要求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第七号） 新旧対照表（抄）	
改正案	現行
<p>第一条から第二十三条まで （現行のとおり）</p> <p>第二十四条 削除</p> <p>第二十五条及び第二十六条 （現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十三条まで （略）</p> <p>（東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）</p> <p>第二十四条 この規則の規定による手続その他の行為については、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年東京都条例第四百十七号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>第二十五条及び第二十六条 （略）</p>

# 条例改正に伴う規則の制定・改廃について

行政手続のデジタル化を一層推進するため、条例が改正されるとともに、新たに条例施行規則が制定され、従来各機関に委任していた規則等の内容が一本化される予定

東京都行政手続等における  
情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年 12 月）

一部改正

東京デジタルファースト条例  
（令和 2 年 10 月）

機関ごとに規則等を制定

【制定例】

知事の所管する行政手続等における  
情報通信の技術の利用に関する規則

東京都人事委員会の所管する行政手続等における  
情報通信の技術の利用に関する規則

東京都教育委員会の所管する行政手続等における  
情報通信の技術の利用に関する規則

東京都選挙管理委員会の所管する行政手続等における  
情報通信の技術の利用に関する規程

東京都交通局長の所管する行政手続等における  
情報通信の技術の利用に関する規程

他 7 件

要綱等、手続に関する部分を含め、  
**一本化**

東京デジタルファースト条例施行規則（新設）

- 条例からの委任事項は、条例施行規則に一本化
- 条例施行規則第 13 条で適用除外条項を規定

人事委員会における規定整備

- 「東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を廃止
- 以下の 2 規則に規定する適用除外条項を削除（一部改正）
  - ・ 不利益処分についての審査請求に関する規則
  - ・ 勤務条件についての措置の要求に関する規則